

枚方市告示第 488 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により、令和8年度軽自動車税納税通知書を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、同法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年9月11日

枚方市長 伏 見 隆

送達を受けるべき者

小田 由比